資料３

計画の目的と位置づけ、計画期間について

１　計画の目的

区の空家総数は、平成 25 年の住宅・土地統計調査によると約 28,560 戸で、増加傾向となっており、高齢化の進行等による空家の増加傾向に注意する必要があります。（住宅・土地統計調査については第 2 章を参照）

区では新宿区空き家等の適正管理に関する条例（以下、「空き家等条例」という。）を施行し、空家やごみ屋敷等の対策に取り組んできました。

こうした中、国は空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「特措法」という。）を施行し、空家等に対する所有者等の責務や、空家等に関して必要な措置を適切に講ずることなど自治体の責務を明確にしました。特措法では自治体に対し、空家等の実態把握や空家等対策計画の策定及び計画に基づく対策の実施を求めています。

本計画は、特措法施行を踏まえ、区における管理不全な空家等の解消を促進するとともに、管理不全な空家等の発生を抑制する施策を総合的、計画的に実施していくことを目的としています。

２　計画の位置づけ

本計画は、特措法第 6 条に基づき、区において空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために定めます。また、本計画では、区が従前より取り組んできた空き家等条例による管理不全な土地・建物（いわゆる「ごみ屋敷」）に対する対策についても、包含したものとします。

３　計画期間

新宿区総合計画の計画期間に合わせ、平成 30 年度から平成 39 年度までとします。なお、本計画は、国の空家政策の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、5 年を目途に必要に応じて見直しを行います。

また、本対策計画の達成状況を確認するために、必要に応じて空家実態調査を行います。